

第 188 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 8 月 19 日(水) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (40名)

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	12 番 松 原 武 雄
13 番 磯 田 光 徳	14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 備 造
17 番 勝 部 定 次	18 番 金 倉 弘 美	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	22 番 藤 原 克 巳	23 番 和 久 利 健	24 番 高 橋 正 敏
25 番 石 原 宏 二	26 番 賀 元 春 男	27 番 若 月 勝 久	28 番 藤 原 修
29 番 藤 原 功	31 番 山 田 幸 則	32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 治 美
35 番 松 原 康 夫	37 番 若 槻 保	38 番 堀 尾 敏 久	39 番 永 濱 孝 之
40 番 石 原 博	41 番 足 立 康 夫	42 番 松 島 昭 夫	43 番 原 田 二 朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田 中 修

農業委員会 事務局員 川 西 博 司

5. 欠席委員 (3名)

30 番 小池委員 34 番 ト藏委員 36 番 岩田委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報告第1号 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農用法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第188回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。出席は18名全員でございますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、5番 大坂委員、6番 足立委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 報告第1号から第5号議案まで、順次行います。 報告第1号、農地の合意解約に関する届出について を上程いたします。事務局、説明してください。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和2年8月19日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積436㎡他で計1,022㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年7月17日、解約成立日/土地引渡時期 いずれも令和2年7月10日。解約の理由、賃借人の都合による。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号、非農地証明交付申請の承認についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和2年8月19日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1。農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/畑、現況/山林。面積76㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、永年耕作せず原野となっているため。申請地は□□□□地区■■■■自治会地内の農地です。現地調査につきましては、7月28日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。現地は、永年耕作されておらず、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。41番足立委員。
41番	番号1について41番足立が補足説明いたします。現地は総会の資料にございます図面の通りでございますが、○○○○さま自宅裏地付近に付属する農地76㎡でございます。去る7月28日に現地確認をした結果、山林に隣接しておりまして、長期間の放棄により原野化していたことを確認いたしました。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長 議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声)

	可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農用法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年8月19日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は、登記簿/現況ともに、畑または田。面積521㎡他で計1,161㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。空き家の所在地 ■■■■番。申請地は、□□□□地区■■■■自治会地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。資料をご覧ください。1ページ下の図が、周辺地図です。2ページ上の図が農地の位置図になります。ピンクの部分が、空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が、今回の申請農地になります。現地につきましては、8月4日に地区担当の農業委員、推進委員さんと確認しました。住宅に隣接し、農地面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。空き家つき農地につきましては、30aの制限を1aまで低くし、下限面積を設定するものです。今回承認いただければ、本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。26番賀元委員。
26番	番号1について26番賀元が補足説明いたします。現在○○○○さんは▲▲▲▲の方にお住まいですので、ご自宅の方は空き家になっています。場所は、■■■■公会堂の■■■■に宅地があります。■■■■に隣接して田圃が2筆、宅地の周りに畑が2筆、計4筆、1,161㎡です。8月4日に、事務局長以下2名で現地確認したところ、問題ないことを確認しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和2年8月19日提出、奥出雲町農業委員会会長。
事務局	番号1、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は668㎡他で計3,545㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご

	覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は151aです。対価につきましては、総額70万円、10aあたりですと197,461円です。これらの案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番石原委員。
25番	番号1について25番石原が補足説明いたします。先日、譲受人の△△△△様より依頼がございまして、現地は■●●●に2筆ということで、調査させていただきました。これは〇〇〇〇さんの方がもう稲作の作付けが無理だということで、山田様に依頼されて譲渡されたものです。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年8月19日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積9.90㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。転用目的 墓地。施設等 墓地。転用理由 現在の墓地は離れた山林の中にあり管理が困難のため。除地につきましては平成30年6月7日に県の同意を得ています。対価につきましては総額5万円です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について、担当委員の補足説明をお願いいたします。13番磯田委員。
13番	番号1について、13番磯田が補足説明いたします。現地は■●●●にあたる場所です。隣が譲渡人の△△△△さんの墓所の隣の畑で、7月末日に推進委員さんとともに、当事者の立会いの下現地実測いたしまして、約10㎡、3坪であることを確認いたしました。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。

	質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第5号、農用地利用集積計画の承認について を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年8月19日提出、奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目 登記簿/現況ともに田。面積887㎡他で合計2,196㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は4年11か月。賃貸借です。賃借料につきましては、総額玄米60kgです。 番号2、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目 登記簿/現況ともに田。面積1,532㎡他で合計6,029㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、■ ■ ■ ■から事業継承があったため591.8aとなります。利用目的は田。期間は5年。賃貸借です。賃借料につきましては、総額玄米150kgです。 番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目 登記簿/現況ともに田。面積328㎡他で合計1,566㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は123aです。利用目的は田。期間は3年5か月。賃貸借です。賃借料につきましては、総額8千円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1について、担当委員の補足説明をお願いいたします。25番石原委員。
25番	番号1について、25番石原が補足説明いたします。稲作の契約の満期による継続ということで受け付けています。現地を確認させていただきまして、□□□□が○○○○さんのお宅で、その周辺の3筆、内容は今まで通りの再設定ということで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声)
議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について承認とすることに決しました。 次、議案第5号番号2について、担当委員の補足説明をお願いいたします。24番高橋委員。
24番	番号2について、24番高橋が補足説明いたします。これまで△△△△さんの家族さんが利用権を受けられた方です。このたび△△△△さんが認定農業者となられて名義が変わったということでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号2について承認することに決しました。 次、議案第5号番号3について、担当委員の補足説明をお願いいたします。28番藤原委員。
28番	番号3について、28番藤原が補足説明いたします。〇〇〇〇さん△△△△さんともに□□□□の■■■■自治会の方で、申請地は■■■■に〇〇〇〇さんのご自宅があり、その周辺の土地です。△△△△さん、近年非常に熱心に農業をされています。現地も確認しましたが、適切に管理をされています。なんら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号3について承認することに決しました。 続いてその他について、事務局お願いいたします。
事務局	○「農地機構だより」について 先月この場で第21号を配付するつもりでお話をしましたが、配付しておりませんでしたので、お手元に改めて第21号と新たに第22号を配付いたしました。 ○「全国農業新聞」について 「全国農業新聞」は、週刊で、発行日は毎週金曜日、購読料は月額700円です。 委員活動に役立つ内容ですので、購読がまだの委員さんは、ぜひお申込みください。 ○パンフレットについて 「信頼される農業委員会であるために」、「知って得する農業者年金」の2つのパンフレットをお配りしていますので、目を通していただきますようお願いいたします。
事務局	

	○農地パトロールについて (田中局長、川西補佐より説明)
議長	農地パトロール・現地確認の説明がありましたが、何か質問はございますでしょうか。15番宇田川委員。
15番	確認させていただきたいと思いますが、昨年は非農地通知を出させてもらいまして、調べましたら800筆くらい追加して出ていると。それは今年は当然外してあるということでございますね。
事務局	先ほどのお話ですが、非農地通知のものにつきましては、農地台帳から落としてありますので、一筆ずつ載っている青いファイルがございますが、そこには載っておりません。
議長	他に何かございますでしょうか。3番立石委員。
3番	中山間の関係でございますけれども、昨年度の野帳でやれということで、5期での変更の内容が判るものが添付されているのでしょうか。
川西	そこは大変にお詫び申し上げます。協定は今回4期から5期に移るところでございます。国が示す協定書の提出というのが8月の末になっております。これで土地が確定するという話でございます。そうしますと現在まだ8月でございますので、整備の方ができておりません。そのところ、大変に申し訳ございませんが、旧の野帳と地図とでさせてもらおうと、ということでご理解いただきたいと思っております。
3番	落とされたところの地番が判れば、野帳から削除できると思うんですけども、それだけでも提出いただければと思うんですが。
川西	協定書には今の農地一覧というものも当然載っております。それで確定はいたします。落とされた土地、新しく出来た土地というの中の、新しい土地を入れてもらえないかという話と思いますが、ちょっと難しいなと思っているところでございます。
議長	昨年のものでありますので、それで一応全部確認をするということで、無駄になるかもしれませんがよろしく願い申し上げます。事務局、その打ち合わせを今日ここで各地区やるわけにはいきませんか。
事務局	会議室を使っただいて大丈夫です。
議長	各地区初めての方も沢山おられると思いますが、事務局もああ言っておられますので、各地区で打ち合わせをされて、わからないことがあったら担当の職員もいますので、確認をして、ということでしょうか。
議長	以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は9月24日(木)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑤

議事録署名委員 5番 ⑤

議事録署名委員 6番 ⑤